

少林寺拳法競技

1. 期 日 令和8年5月30日（土） 9時20分 集 合
10時00分 開会式
10時20分 競技開始
2. 会場 武雄高校体育館
(住所 佐賀県武雄市武雄町大字武雄 5540-2 / 電話 0954-22-3103)
3. 参加資格 (1) 佐賀県高等学校総合体育大会開催基準要項の参加資格を満たしていること。
(2) (一財) 少林寺拳法連盟に令和7年度登録済みの生徒であること。
4. 競技規則 令和8年度少林寺拳法連盟大会競技規則及び審判規則に準じて行い、運用については全国高体連少林寺拳法専門部大会競技規則並びに申し合わせ事項等に基づき実施する。
5. 競技種目 男子団体演武 男子組演武 男子単独演武
女子団体演武 女子組演武 女子単独演武 (計6種目)
6. 競技方法 (1) 各競技とも男女別に競技を行う。男女混合は認めない。
(2) 組演武・単独演武は一人一種目とする。但し、団体演武と組演武、団体演武と単独演武での重複しての出場は認める。
(3) 各競技種目とも演武構成は6構成とする。構成の過不足が認められる場合は減点対象とする。出場資格外の構成(技)が認められた場合は減点とする。
(4) 団体演武は、1、6構成が単独、2～5構成は相対演武とする。
(5) 組演武においては、自由演武と規定演武を実施し、合計得点で順位をつける。
(6) 組演武における規定演武については以下の規定を設ける。
 - ア 公認のボディープロテクター(二重構造の胴)・フェイスガード・ファールカップ(男子のみ)・拳サポーターを装着すること。
 - イ 「指定技」については別途定める。

*演武は、指定された技を指定した順に行う(双方は行わない)。どちらかが「1.3.5」を行い、どちらかが「2.4.6」を行う。

 - ウ 競技Ⅱ「規定演武」については、次の場合は失格、または減点とする。
 - ① 規定科目以外の技を行った場合は、総合点より10点減点する。
 - ② 規定科目を行う順序・攻守の順序が違った場合は、総合点より10点減点する。
 - ③ 指定外の構え・布陣等で技を開始した場合は、総合点より10点の減点を行う。但し、各科目とも、攻者・守者の構えについて、左右前の限定はしない。
 - ④ 連反攻において、別紙「予選競技Ⅱについて」に規定する禁止(不可)事項を

行った場合は、失格とする。

⑤ 演武時間の制限は設けない。

7. 組み合わせ 佐賀県高体連少林寺拳法専門部にて決定する。
8. 表彰 男女それぞれ団体演武は1位のみ、組演武と単独演武は1位から3位までを表彰する。
9. 服装 (1) 学校名を記載したゼッケンをつけること。また、道衣以外のもの(例、はちまきワッペン)の着用は禁止する。
(2) 競技中の眼鏡及びハードコンタクトレンズの使用は禁止する。
(3) 原則として、サポーター及びテーピングの使用は不可とする。但し、事情によっては認める場合もある。
10. 備考 (1) 男女とも、団体演武の1位と組演武・単独演武の1位～2位は全国高校総体の出場権を得る。団体演武の1位と2位、組演武・単独演武の1位～4位は全九州大会の出場権を得る。
(2) 選手の棄権・変更は、競技開始前までに引率責任者が専門委員長に所定の様式で届けること。ただし組演武・単独演武の選手変更は認めない。